

大阪市審議会等の設置及び運営に関する指針（抜粋）

第7 会議の公開

1 会議の公開基準

審議会等の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

(1) 会議において次のいずれかに該当する情報を取り扱う場合

(中略)

イ 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(中略)

エ 公にすることにより、本市の機関等及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び大阪市住宅供給公社をいう。以下同じ。）の内部若しくは相互間における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められる情報

(中略)

2 公開の方法

審議会等の会議の公開は、次の方法（当該会議における審議等の目的及び審議事項、会議の議事運営その他の状況に照らし、当該方法による場合では会議の公開の方法としての効果が乏しく、かつ、当該方法による場合に比してその効果が優れていると認められる別の方法がある場合にあつては、当該別の方法）により行うものとする。ただし、1(1)から(3)までのいずれかに該当する会議の公開は、当該会議の開催後速やかに、個々の発言内容の要旨及び発言者氏名が記録された会議録（1(1)又は(2)に該当する会議にあつては、議事の要旨）を作成し、これを大阪市ホームページに掲載し、かつ、所定の場所において市民等の閲覧に供することにより行うものとする。

(1) 審議会等の委員の全部又は一部が会議が開催される場所に参集して会議を行うときは、次の方法により当該会議の傍聴を認めること。

ア 審議会等において、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けること。

- イ 傍聴者に会議資料を配布すること。ただし、1(1)アからキまでのいずれかに該当する情報が記録されているもの、法令集その他の刊行物その他相当の理由があると認められるものについては、この限りでない。
 - ウ 会議を円滑に運営するため、審議会等において、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めること。
 - エ 傍聴者には、傍聴に係る遵守事項等を守り、当該会議の議事進行を行う者の指示に従って、静穏に傍聴させること。
 - オ 会議に関する報道機関の取材に対して配慮すること。
- (2) 審議会等の全ての委員が、インターネットを通じて相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法（以下「ウェブ会議の方法」という。）により会議を行うときは、次の方法により当該会議の視聴を認めること。
- ア 審議会等において、インターネットを通じて審議会等の会議の映像及び音声を同時に視聴できる場所を設けること。
 - イ 視聴者に会議資料を配布すること。ただし、1(1)アからキまでのいずれかに該当する情報が記録されているもの、法令集その他の刊行物その他相当の理由があると認められるものについては、この限りでない。
 - ウ 視聴できる場所における報道機関の取材に対して配慮すること。
- 3 公開・非公開の決定
- (1) 審議会等の会議の公開又は非公開については、この指針に基づき、当該審議会等において決定するものとする。
 - (2) 会議の非公開の決定をした場合は、その理由を明らかにするものとする。
(後略)